

令和4年9月定例会

# 教育警察常任委員会説明資料

(その他報告関係)

教育警察常任委員会  
(警察本部)

条 例 名	内 容
<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例</p>	<p>1 制定（改正）概要</p> <p>(1) 制定（改正）の内容</p> <p>地方公務員の定年の段階的な引上げに伴い、関係条例を整備するものである。</p> <p>なお、本改正は、知事部局（人事課）における「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定により一括して改正を行うものであるため、本議会へ上程された議案第4号として総務常任委員会で審議される。</p> <p>2 制定（改正）される条例（警察関連）</p> <p>(1) 熊本県警察職員の懲戒に関する条例</p> <p>(2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>3 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p>

熊本県警察職員の懲戒に関する条例(昭和29年熊本県条例第35号)新旧対照表

旧	新
<p>(減給)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下、給料</p> <p>一 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)第3条第1項に規定する報酬の額(同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。))の5分の1以下 _____ を減ずるものとする。</p>	<p>(減給)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)第3条第1項に規定する報酬の額(同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。))の5分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)新旧対照表

旧	新
<p>(手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額をもって定める特殊作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による当該手当の月額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第2条第2項、第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額をもって定める特殊作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による当該手当の月額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第2条第2項、第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>